

会社更生手続に関する Q&A（その 2）

2025.1.26 作成

<事業譲渡・債権者説明会について>

Q：「債権者説明会のご案内」という書面が届きましたが、説明会に出席しなければなりませんか。

A：弊社は事業再建策として、スポンサー企業への更生計画外での事業譲渡を行うことを選択しました。事業譲渡の概要は、同封しました「事業譲渡概要書」に記載のとおりです。さらに、債権者の皆様に対し、スポンサー企業のご紹介や、事業譲渡の概要等をご説明し、またご質問があればそれにお答えするための説明会を開催することとし、そのご案内を発送しております。

債権者説明会に出席する義務はございませんので、ご欠席の場合にも特に不利益はございません（ご欠席いただく場合の弊社へのご連絡も不要です。）。

Q：事業譲渡があると、クレジットカード加盟店への支払はどうなるのですか。

A：事業譲渡により買掛金がスポンサー企業に承継されるため、譲渡実行時点で未精算の加盟店様へのお支払は、スポンサー企業に引き継がれてスポンサー企業から行われることになります。また、その後のクレジットカード事業はスポンサー企業に引き継がれることになります。

したがって、事業譲渡により支払が止まることにはなりませんので、ご安心ください。

Q：「事業譲渡に対する意見について（照会）」「事業譲渡に対する意見について（回答）」という書面が届きましたが、どのように対応すればよいのですか。

A：事業譲渡についてご意見がある場合には、「事業譲渡に対する意見について（回答）」にご意見を記載の上、期限（令和 7 年 2 月 5 日必着）までに、同書記載の提出先にご提出ください。

なお、特段のご意見がない場合にはご提出いただくなくても問題はなく、提出されないことによる不利益は特にございません。

Q：「事業譲渡概要書」という書面が届きましたが、同書に記載されている「事業譲渡代金」に記載された金額が債権者に分配される、ということでしょうか。

A：事業譲渡代金がそのまま分配されるわけではありません。債権者の皆様に弁済される具体的な金額については、更生手続に従って検討中であり、今後策定される更生計画で確定されます。

以上